

入 札 公 告

熊本県漁業協同組合連合会が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県漁業協同組合連合会 代表理事会長 藤森 隆美

1 業務の名称

令和7年度有明海再生加速化対策交付金覆砂工事

2 工事場所

熊本県有明海荒尾市～宇土市地先のうち13か所

3 工事の発注方式

本入札公告に記載の工事は入札参加資格を設けた制限付き一般競争入札である。

4 工事概要

覆砂工 想定数量 A=117,325m² (V=25,811m³)

5 工期

契約締結日から令和7年10月31日まで（余裕期間なし）

6 入札に関する事項

本入札公告に記載の工事は、紙方式により入札手続（入札参加申し込み確認票から入札まで）で行う工事である。

7 入札に関する事務を担当する部署及び所在地

〒861-5271 熊本県熊本市西区中原町656

熊本県漁業協同組合連合会 海苔指導部 電話番号 096-329-8800（代表）

8 入札参加資格及び入札参加条件

- (1) 令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札参加者資格者名簿(以下「有資格者」という。)に登録されている者で、熊本県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所を熊本県内に有し、かつ、県内に有する営業所が土木一式工事について、資格者名簿に登録されていること。
- (5) 平成27年以降、熊本県が発注する公共工事において、覆砂工事を元請または下請として完成した工事实績を有すること。
- (6) 本工事には1級土木施工管理技士を配置できる者。

9 入札公告の掲示及び交付

本入札公告は、熊本県漁業協同組合連合会の入口に掲示するとともにホームページに掲載する。掲載期間は、公告の日から入札日まで(令和7年6月6日から令和7年6月20日まで)とする。

なお、交付を希望する者は、熊本県漁業協同組合連合会海苔指導部にて交付する。

10 設計書等の交付

熊本県漁業協同組合連合会海苔指導部にて交付するものとする。ただし、事前に電話で申し込むこと。

交付期間 令和7年6月6日(金)から令和7年6月13日(金)まで

11 入札参加の申込みの受付

(1) 申込受付場所

7に同じ。

(2) 申込受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月13日（金）までの毎日（土日、祝日は除く。）、午前9時から午後4時30分まで。

(3) 申込方法

交付した入札参加申込確認票及び必要な証明書類を1部持参又は郵送にて提出すること。

(4) 競争参加資格の確認結果

令和7年6月16日（月）にFAX又はメールにて通知する。

12 入札の日時及び入札書の提出方法

(1) 入札の日時（郵送）

日時 令和7年6月20日（金）午前10時

場所 熊本県漁業協同組合連合会 会議室

なお、入札書は入札日の前日（令和7年6月19日（木））までに郵送にて必着すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書は、紙方式により提出すること。

イ 入札執行回数は、1回とする。

ウ その他、入札公告、入札心得書の規定による。

ただし、資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

13 工事費内訳書の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額（税抜き）に対応した工事費内訳書を提出すること。

14 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに 12 (1) の場所にて行う。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

(2) 契約保証金

保証事業会社の保証の定めによる。

(3) 前払金

前払金は、請負代金額の 10 分の 1 以内とすること。

16 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。無効入札したものは、再入札できない。

ア 入札者が、所定の場所及び日時に到着しないとき。

イ 入札に参加する資格の無い者が入札したとき。

ウ 金額の記載がない入札。

エ 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

オ 同一の入札者が 2 通以上の入札をしたとき。

カ 入札書に入札者、またはその代理人の記名押印がないもの。

キ 金額の重複記載、誤字または脱字があつて必要事項が確認できないとき。

ク 入札者が明らかに協定して入札、その他入札に際し、不正行為があつたと認められたとき。

(2) 無効の入札を行つた者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

17 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、次のとおりである。

(1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札した者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者によ

る抽選を行う。

- (3) 1 回の入札で予定価格に達しない場合は最低価格の入札者から順次協議の上、決定する。

18 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加申込確認票のヒアリングは、実施しない。
ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 入札参加者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報を漏らしてはならない。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 落札者は、1 1 (3) の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。正当な理由なく変更してはならない。
- (7) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほか、やむを得ない事由が生じた時は、入札を取りやめることがある。
- (8) 入札参加申込確認票に虚偽の記載をした場合においては、該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。